

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

評価機関

名 称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市駿府町 1 - 7 0
評価実施期間	17年1月17日～17年3月31日
評価調査者番号	H 1 6 - a 0 0 1
	H 1 6 - b 0 0 5

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：こまつ保育園 (施設名)	種別：保育所
代表者氏名：野村 弘子 (管理者)	開設年月日 昭和44年 4月 1日
設置主体：社会福祉法人天竜厚生会 経営主体：	定員 120人 (利用人数) (150人)
所在地：〒434-0042 浜北市小松3221	
連絡先電話番号： 053 584 0170	FAX番号 053 584 0171
ホームページアドレス	http://www.tenryu-kohseikai.or.jp/

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事		
1) 延長保育促進事業 2) 一時保育促進事業 3) 障害児保育事業 4) 休日保育事業	4月 入園・進級式 8月 お泊り保育 12月 もちつき会、クリスマス会 3月 お別れ遠足・卒園式 (毎月) お父さんの保育参加		
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要		
敷地面積：3,354.6㎡ 建 坪：1,061.0㎡ 保育室等：保育室、乳児室、食堂、 給食室 他	園庭面積：2,763㎡ その他：プール、ログハウス等		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1名	パート保育士	12名
主任保育士	1名	介助員	3名
看護師	1名	調理員	4名
保育士	8名	事務員	1名
常勤保育士	3名		

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

特に評価の高い点

理念や、基本方針は、保育に対する考え方を明示し、職員や保護者へ周知されています。

I S O(国際標準化機構)認証取得し、全職員で仕事の仕組みを理解し、質の向上へ向けて取り組んでいます。

統合保育と異年齢保育に積極的に取り組み、子どもの成長発達、人間関係の形成に配慮したきめ細かい保育サービスが提供されています。全職員がサービスの向上を意識し、改善事項等についての情報の共有化、改善に向けた取り組みが進められています。

保護者や地域のニーズを把握する手法を確立し、ニーズに対応した事業として、障害児の一時保育事業や休日保育、レスパイト事業等が実施されています。ニーズに基づく事業を実施し、それをさらに良くする取り組みと新たなニーズの掘り起こしを行い、常に求められる保育サービスを展開する姿勢が認められます。

特に改善を求められる点

地域の状況を踏まえた、園独自の中・長期計画を策定することにより、更なる保育サービスの質の向上に繋がります。

異年齢保育の実践は内外に評価されていますが、保護者アンケートから、同年齢集団の保育の必要性についても要望がありました。同年齢保育の実施についても検討ください。また、子どもの園での様子について、詳しく知らせたいという要望も多くありましたので併せて検討ください。

安全管理について、保護者の関心も高く、継続的な取り組みが求められます。

ボランティアは積極的に受け入れています。受け入れに対する基本的な考え方の明示、体制の整備が必要です。

個別保育計画について、乳児は策定されていますが、幼児についても個別保育計画の策定を検討ください。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の受審で、保育園全職員で取り組むにはもう少し時間的ゆとりをもって望みたかったと思っています。又、評価項目のうち、いくつかは、理解と判断に迷うものがあったことも事実です。

しかし、日々の保育を検証するには十分意義があり保育士一人ひとりが、自分を振り返り基本に基づいて考える良い機会となりました。保育園運営につきましても、自園の弱い部分や不足な部分が明確になり、今後の是正、改善の糸口がはっきりしたことは意義深いと思います。

特に、保護者アンケートでは、保育園、保育士に対して、日頃どのような事を考え、望んでいるかを率直な声として受け止めることが出来ました。これにつきましては、全職員に配布し各自がどのように受け止め、感じたか等を記述してもらいました。全てにお答え出来かねることもありますが、当園として対応できることから早急に取り組んでまいります。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 理念及び理念に基づく基本方針を確立している。 * 基本方針は具体的な「保育へのおもい」における園の保育に対する考え方を明示している。 * 理念や基本方針は、全ての職員や保護者に対して周知している。
<p>2 計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 中・長期計画は、法人として確立しているが、園独自の中・長期計画は策定していない。 * 年度途中における評価、見直しの仕組みが整備され、効果的な運営を行っている。
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 管理者自身の責任、目標を明示している。 * 遵守すべき法令等は組織的に研修が行われ、それらを職員全てが共有できる仕組みを構築している。
<p>評価対象</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 利用者状況、待機児童数の把握、利用者、地域におけるニーズ把握を行い、経営状況を把握している。 * 法人及び園における経営状況の分析を行い、具体的な課題を明確にしている。また、ISO認証を受ける中で、外部及び内部監査を行っている。
<p>2 人材の確保・養成</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 職種ごとの職制、職務分掌を明確にしている。 * 人事考課は検討中ではあるが、実施されていない。 * 資格取得の状況、研修計画について整備、策定している。 * 経営状況の見直しに対する園としての人員体制、個人の資質に対する具体的な目標が明確でなく、研修計画の作成が十分でない。 * 園独自の実習生に対する受け入れプログラムの検討が必要である。
<p>3 安全管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 各種マニュアルの整備、運用について確実に行われている。 * 防災及び衛生管理マニュアルは、法人全体のマニュアルに則った運用であり、園独自の策定と定期的な見直しが必要である。 * 事故防止、安全確保に関しては、具体的な取り組みを行っている。
<p>4 地域との交流と連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 休日には、グラウンドや園舎も地域に開放し、地域に開かれた園づくりを積極的に進めている。 * 関係する地域団体や幼稚園、小学校との連携を図り、地域社会との交流が行われている。 * ボランティアは積極的に受け入れているが、受け入れ体制の整備が十分ではない。 * 地域の保育ニーズを把握し、ニーズを反映させた事業を実施している。

<p>評価対象</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 保護者のニーズ把握のための手段、検討、改善を行う取り組みを整備している。 * ヒヤリハットの収集、解決の仕組みを整備し、円滑に行われている。 * 求められる保育サービス提供を工夫して行っている。 * 子どもの尊厳や、プライバシー保護について職員研修を行い、個々に認識しているが、組織的な対応方法の整備が十分ではない。 * 苦情申立や解決の仕組みを整備し、適切に保護者に伝え、保護者の意見を取り入れる取り組みを積極的に実施している。
<p>2 サービスの質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> * マニュアルの整備、保育計画策定の過程について、定期的な見直しを実施している。 * 一人ひとりの個別保育計画が、乳児に対しては作成されているが、その他の園児一人ひとりの策定は行われていない。 * 異年齢保育や障害児保育の実施による子どもの成長発達、人間関係の形成に十分に配慮した保育サービスを提供している。
<p>3 サービスの開始、継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 子どもや保護者の状況に関する情報は職員間で共有している。 * 入園時の説明は十分に行われ、理解を得た場合は同意書の記入を保護者等が行い確認している。 * 転園時は児童票を渡し、退園後は支援センターの利用を勧める等配慮されているが、継続的な支援方法としては明示されていない。
<p>4 サービス実施計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 子どものアセスメントを適切に実施している。 * 沐浴・清拭及び身だしなみや清潔保持は、必要とされている子どもへの配慮のみであり、一人ひとりの支援方法の明示が不十分である。 * 保育実施計画については、保護者の意向を把握し、評価、見直しが十分に行われ、保護者へ説明している。

5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象 福祉サービスの基本方針と組織

- 1 理念・基本方針

		第三者評価結果
- 1 -(1)	理念、基本方針が確立されている。	
	理念が明文化されている。	A
	理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
- 1 -(2)	理念や基本方針が周知されている。	
	理念や基本方針が職員に周知されている。	A
	理念や基本方針が子どもや保護者等に周知している。	A

- 2 計画の策定

		第三者評価結果
- 2 -(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
	中・長期計画が策定されている。	C
	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	C
- 2 -(2)	計画が適切に策定されている。	
	計画の策定が組織的に行われている。	A
	計画が職員や子どもや保護者等に周知されている。	A

- 3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
- 3 -(1)	管理者の責任が明確にされている。	
	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	A
- 3 -(2)	管理者のリーダーシップが発揮されている。	
	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	A
	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	B

評価対象 組織の運営管理

- 1 経営状況の把握

		第三者評価結果
- 1 -(1)	経営環境の変化等に適切に対応している。	
	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	B
	保育所の経営状況に関する経営分析を行っている。	A
	外部監査が実施されている。	A

- 2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
- 2 -(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	C
	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C
- 2 -(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	B
	職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
- 2 -(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B
	研修を推進していくための担当者を設置している。	A
	職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。	B
	研修計画に基づく研修機会を確保している。	A
	相談援助に関わる必要な技術や知識が整理され、その技量向上が組織的に図られている。	B
	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A
- 2 -(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
	実習生の受け入れに関する基本的な考え方を明示している。	C
	実習生を受け入れるための体制を整備している。	B
	実習生の受け入れにあたり、子どもや保護者等の意向を尊重している。	A
	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	B

- 3 安全管理

		第三者評価結果
- 3 -(1) 子どもの安全を確保するための取り組みが行われている。		
	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など子どもの安全確保のための体制が整備されている。	A
	防災に関するマニュアルを整備している。	A
	衛生管理に関するマニュアルを整備している。	B
	感染症防止に関するマニュアルを整備している。	B
	発生した事故を把握している。	A
	事故防止のための具体的な取り組みを行っている。	A
	安全を確保するための施設・設備上の工夫がされている。	A

- 4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
- 4 -(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	B
	地域に開かれた施設である。	A
	地域の子育て家庭を対象とする、育児相談等の子育て支援に取り組んでいる。	A

	ボランティアの受け入れに関する基本的な考え方を明示している。	C
	ボランティアを受け入れるための体制を整備している。	B
	ボランティアの受け入れに関する記録等を整備している。	A
- 4 -(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	民生・児童委員や自治会等の地域団体との連携、近隣住民の理解や協力依頼などの配慮をしている。	A
	医療機関、児童相談所などの地域の関係諸機関と連携や相談ができる体制になっている。	A
	虐待をうけていると思われる子どもの早期発見に努め、その情報をもとに速やかに対処するとともに、児童相談所などの機関に照会、通告の体制が整っている。	A
- 4 -(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
	地域の保育ニーズを把握している。	A
	地域の保育ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象 適切な福祉サービスの実施

- 1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
- 1 -(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	身体拘束廃止や体罰等の防止に向けた取り組みが行われている。	A
	子どもの尊厳が守られている。	B
	子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	B
- 1 -(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	子どもや保護者等の満足の向上を意図した仕組みを整備している。	A
	子どもや保護者等の満足の向上に向けた取り組みを行っている。	A
	子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
	子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
	排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
- 1 -(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。	A
	保護者等からの多様な相談に積極的に対応している。	A
	子どものアドボカシー(利用者の権利擁護や代弁機能)に心掛けている。	A
	苦情申立、解決の仕組みが整備されている。	A
	保護者等の意見を取り入れるための検討を行っている。	A

	相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。	A
--	-------------------------------	---

- 2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
- 2 -(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
	保育内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	A
	課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	A
- 2 -(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	B
	登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	A
- 2 -(3) 生活環境が適切に整備されている		
	保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
	園庭に草木や植物、菜園などの四季を楽しめるような工夫がなされている。	A
	子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
- 2 -(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特徴を考慮して展開されている。		
	健康や安全など生活に必要な基本的な生活習慣への配慮が、一人ひとりの子どもの状況に応じて行われている。	A
	身近な生活や自然、社会と関われるような取り組みがされている。	A
	様々な表現活動が体験できるように配慮されている。	A
	絵本、物語などに親しみをもち、文字、言葉、会話などに興味や関心がもてるような配慮がされている。	A
	遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
- 2 -(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	発達段階に即した遊具や玩具が用意され、自由に遊べる時間と空間が確保されている。	A
- 2 -(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分担意識を植え付けないような配慮をしている。	A
- 2 -(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	乳児保育のための環境が整備され、保育内容に配慮がみられる。	A
	長時間保育のための環境が整備され、保育内容に配慮がみられる。	A

	障害児保育のための環境が整備され、保育内容に配慮がみられる。	A
- 2 -(8)	サービス実施の記録が適切に行われている。	
	保育計画や指導計画の実施に関わる記録が整備されている。	B
	子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	B
	子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有化している。	A

- 3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
- 3 -(1)	サービス提供の開始が適切に行われている。	
	保育内容や保育サービスに関する情報の提供を行っている。	A
	保育サービスの実施にあたり、保護者等に説明し、同意や理解を得ている。	A
- 3 -(2)	サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	
	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

- 4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
- 4 -(1)	利用者のアセスメントが行われている。	
	子ども一人ひとり及びその家族の情報を把握している。	A
	課題解決の目標を明らかにし、その目標に対する指導計画が関係職員の連携のもとで作成されている。	A
	食事(栄養管理を含む)について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が整っている。	A
	沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	B
	身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	B
	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	B
- 4 -(2)	利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	
	保育計画や指導計画の作成、実施において責任者が定められている。	A
	保育計画や指導計画の作成において、子どもの発達状況や保護者等の意向に配慮している。	A
	必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
	子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	A
	保育計画、指導計画に基づく実施状況に関する評価(振り返り)がなされている。	A
	保育計画、指導計画の見直しが行われている。	A
	保育計画、指導計画の見直しにあたり、子どもの発達状況や保護者等の意向に配慮している。	A